

Q.

100%出資して設立した中国現地法人が黒字化したと報告がありました。当該現地法人から日本へ資金還流する方法を教えてください。（製造業）

A.

親会社が中国所在の子会社から資金還流を受けるためには、配当のほか、コンサルティングフィー、ロイヤルティといった方法で行われることが一般的です。

解説

1. 中国現地法人から日本への資金還流方法について

中国は資本項目（出資金、貸借金等）に関する外貨管理規制から、中国現地法人から親会社である日本企業への送金は容易にはできません。親会社の子会社から資金還流を受けるためには、主に次の方法を採用することが多いようです。

(1) 配当

中国現地法人が事業活動を行い、会計年度（12月末）に監査、企業所得税の申告申告を終え、親会社へ配当、利益処分方法を決定し、利益

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)